

日本産業衛生学会専門医になるまでの過程(新)

初期臨床研修(2年)

社会医学系専攻医(3年)

社会医学系基本プログラム履修

社会医学系専門医試験

合格!

専攻医試験免除
指導医契約

産業医実務研修(3単位又は6単位)

専門医試験

合格! → 専門医

臨床系基本領域専攻医(3年)

基本領域専門医試験

合格!

専攻医試験

合格!

社会医学系基本プログラム履修

指導医契約

産業医実務研修(9単位)

日本産業衛生学会専攻医受験申請要件

以下の要件を全て満たす者は
日本産業衛生学会**専攻医受験資格**あり

※社会医学系専門医を
取得した者は、専攻医試
験免除とし、かつ専攻医
登録資格を有する。

平成29年3月までに初期臨床研修の終了
もしくは相当する臨床医学の経験を有していること

産業医学に関する基礎研修を修了していること

ア) 日本医師会認定産業医制度基礎研修会の修了

イ) 産業医科大学産業医学集中講座の修了

ウ) 産業医科大学産業医学基本講座の修了

エ) 産業医科大学医学部卒業および産業医学総合実習
の修了

日本産業衛生学会専攻医修練規定

専攻医の研修は、研修登録施設において、
指導医の指導の下で9単位以上の実務研修を行うことを必要とする。

原則として専攻医試験に合格し、
専攻医登録をした(専攻医手帳交付)日を修練開始とする。

産業医実務の単位

週1日×1年を1単位

(週3日×1年であれば3年で修了)

補助単位

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ①学会出席 | 0.2単位/回 |
| ②指定セミナー参加 | 0.2単位/回(産業医学基本講座は1単位) |
| ③学会発表 | 0.3単位/回 |
| ④JOHなどの査読 | 0.2単位/回 |

但し、これらの補助単位は1年間で最大2単位まで取得可能とする

9単位以上
必要

手帳の有効期間を5年とし、1回のみ更新を認める
(最大有効期間10年)

平成30年から

日本産業衛生学会専攻医修練規定

平成26年以降に医師資格を取得した者で、
社会医学系専門医を取得した者は、
専攻医試験免除とし、かつ専攻医登録資格を有する。

専攻医の研修は、研修登録施設において、
指導医の指導の下で9単位以上の実務研修を行うことを必要とする。

ただし、社会医学系専門医を取得した者は、
社会医学系の主分野が産業・環境であれば6単位付与、
それ以外の主分野は3単位を手帳取得時に付与される。

すなわち社会医学系専門医を取得した、社会医学系の主分野が産業・環境であった者は、
手帳取得後専属産業医として、実務研修1年間(3単位相当)、行政、医療が主分野であった者は
手帳取得後実務研修2年間(6単位相当)を終了すれば専門医試験受験資格を得る。

臨床分野の基本領域専門医を取得している者は、専攻医試験を受けた後に
9単位以上の実務研修単位取得が専門医試験受験に必要。

平成32年まで

日本産業衛生学会専門医受験申請要件

以下の要件を全て満たす者は
日本産業衛生学会**専門医受験資格あり**

専攻医試験に合格し、
専攻医手帳を持っている(専攻医登録をしている)

指導医の下で研修施設における3年以上の
産業医研修を修了している。

医歴5年以上

学会発表、産衛雑誌発表、GPS発表 1例以上

※ただし、平成29年4月~平成32年3月末までに専攻医試験に合格し、研修を開始した者は

上記に加え「**社会医学系基本プログラム修了**」を必須要件とする。

平成32年から

日本産業衛生学会専門医受験申請要件

以下の要件を全て満たす者は
日本産業衛生学会**専門医受験資格あり**

専攻医試験に合格し、
専攻医手帳を持っている(専攻医登録をしている)

指導医の下で研修施設における9単位以上の
産業医研修を修了している。

医歴5年以上

学会発表、産衛雑誌発表、GPS発表 1例以上

社会医学系専門医を持っている

又は

基本領域専門医を持っている かつ
社会医学系基本プログラムを修了している。